

令和6年度
学校いじめ防止基本方針

天草市立有明小学校

目 次

1	本校のいじめ防止基本方針について	9
	(1) 目的	
	(2) 基本理念	
2	本校のいじめの実態と課題について	9
	(1) 本校の実態	
	(2) 本校の課題	
3	いじめ問題への対応について	10
	(1) いじめ防止のための取組	
	(2) いじめの早期発見のための取組	
	(3) いじめが起きたときの対応	
4	重大事態への対処について	12
	(1) 重大事態とは	
	(2) 重大事態の対応についての留意事項	
5	いじめが起こったときの組織的対応の流れ	13
6	令和6年度 いじめ防止等の対策のための組織	14

1 本校のいじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

天草市立有明小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定及び熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「有明小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることをめざして行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要である。加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服をめざし、連携して取り組むことが大切である。

なお、本校の「いじめ防止基本方針」がより実効性の高い取組を維持していくために、本校の実情に照らして、適切に機能しているかを随時点検し、必要に応じて見直しをしていく。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- 平成30年度に島子小学校、浦和小学校、大楠小学校が統合し、天草市立有明小学校が開校した。全校児童151人、本年度は開校7年目を迎える。今のところ大きな生徒指導上の問題はないが、「いやなことを言われた」「いやなことをされた」などの声が聞かれる。その都度、聞き取りや教育相談等で、話し合いや情報交換を重ねて、解決に至っている。
- ネット上の不適切な書き込みによるいじめの報告は今のところない。しかし、児童専用の携帯電話やゲーム機等を持っている児童が高学年を中心に増えてきており、その種類も多様化してきている。
- 本校独自の「なかよしアンケート」を定期的実施する。さらに、毎月1回「児童理解の時間」を確保し、各学年の児童について全職員で共通理解を図っている。

(2) 本校の課題

- 冷やかしかからかい、直接の悪口など、言葉による暴力ものや相手をたたくなどの身体的暴力が見られるため、周りの人を大切にする心の醸成に努めなければならない。
- ルールや決まりを守るなどの規範意識を高める必要がある。
- 携帯電話等インターネット利用モラルについては、高学年だけでなく全学年で系統的に行っていく必要がある。
- 定期的な「なかよしアンケート」の実施や教育相談等の面談の実施等を行い、未然防止のための状況把握に努めるとともに、教職員のいじめに対する危機意識をさらに高めていく必要がある。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめ防止のための取組

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。

イ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。

ウ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

エ 児童がいじめの問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるなかよし宣言等）を推進する。

オ いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。

カ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。

キ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア 休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童とのやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く児童を見守る。

→ 「愛の1・2・3運動プラス1」の実施
欠席1日目：電話連絡、2日目：家庭訪問、
3日目以降：学校組織で対応、関係機関との連携

イ 生徒指導推進委員会の開催

→月に1回（第3月曜日）に生徒指導推進委員会を開催し、情報交換や情報の発信などを協議する。

ウ 定期的な情報交換会を実施する。その際、些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。

→ 全ての児童にとって「心の居場所となる魅力ある学校づくり」を進める
「子供の居場所づくり推進テーブル」

- ・視点1：児童同士のつながり
（子供と子供） *キーワード「人間関係」
- ・視点2：教職員と児童のつながり
（「先生」と「子供」） *キーワード「信頼関係」
- ・視点3：組織体としての教職員同士のつながり
（「先生」と「先生」） *キーワード「一致団結」
- ・視点4：学校と家庭、地域・関係機関のつながり
（「学校」と「家庭、地域・関係機関」） *キーワード「連携・協働」

- エ 本校独自の定期的な「なかよしアンケート」や「熊本県公立学校心のアンケート」、「天草市小中学校心のアンケート」、「子供のサイン発見チェックリスト(家庭用)」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させて、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- オ 児童や保護者、教職員が気楽に相談できる体制を整備し、保健室等の窓口について広く周知する。また、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関(「熊本県子供いじめ相談電話」や「県立教育センターにおける教育相談」等)を周知徹底する。

(3) いじめが起きたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- イ 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ウ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内「いじめ防止推進委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- エ 速やかに事実の有無の確認をして、結果は市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- オ 犯罪行為を伴うものなど、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応する。
- カ いじめられた子供、またはその保護者へは次のような支援を行う。
- ・ 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどして、いじめられた児童の安全を確保する。
 - ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室で指導することなどで、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ・ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- キ いじめた児童とその保護者へは、次のように指導・助言する。
- ・ 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - ・ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・ いじめた児童へは、いじめは生命や身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - ・ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - ・ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。

ク いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

ケ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。

コ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。

サ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。

シ いじめが、いったん解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
→
 - ・ 児童が自殺を企図した場合等
 - ・ 身体に重大な障害を被った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
→ 年間 30 日を目安として一定期間連続して欠席しているような場合等

- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

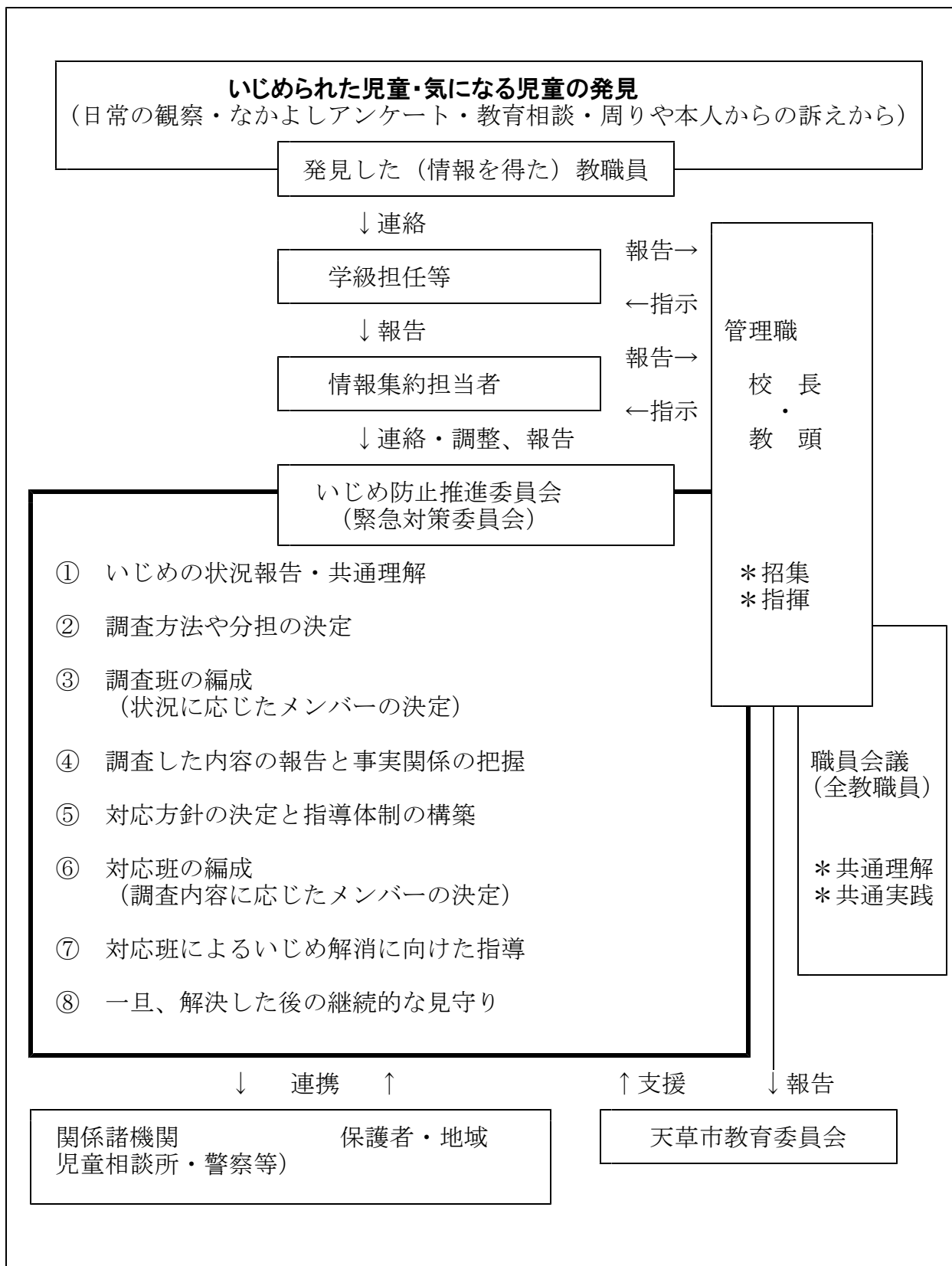
ア 速やかに天草市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。

イ 学年または学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。

ウ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

→ 参照「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成 23 年 3 月文部科学省)

5 いじめが起こったときの組織的対応の流れ



6 いじめ防止等の対策のための組織

